

【別記２－２】

電気料金の額の調整に係る特記仕様書

「盛岡市余熱利用健康増進センターの管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第６条第５項に定める指定管理料の額の変更（以下「電気料金の調整」という。）については、本特記仕様書の定めによるものとします。

１ 調整基準の設定

（１）調整基準値の設定

年度協定書において、指定管理者の電気料金単価について指定管理料上限額積算時からの変動の程度を把握するための基準となる値（以下「調整基準値」という。）を定めるものとします。

調整基準値は、原則として、指定管理料上限額における電気料金総額を、指定管理料上限額積算時の想定使用電力量(kWh)で除して得られる額（円/kWh）とします。

ただし、この原則に基づいて調整基準値を定めることが困難な場合は、市と指定管理者で協議の上、妥当と判断される値を、調整基準値に充てることとします。

（２）基準範囲の設定

上記において定めた調整基準値を基に、基本協定書別記１「仕様書」中「第８ リスク分担」の定めにより指定管理者が負担する電気料金単価の変動範囲（以下「基準範囲」という。）の上限値と下限値を、年度協定書において定めるものとします。

上限値については原則として基準値の110%、下限値については原則として基準値の90%としますが、電気料金の使用状況を考慮し市と指定管理者で協議の上、上記と異なる値を定めることも差し支えないものとします。

２ 調整の手順

（１）調整の実施についての判断

ア 指定管理者は、管理運営期間中の毎年度12月に、電気料金について、以下に定める期間の電気料金総額を実績使用電力量で除して、当該期間における平均電気料金単価を算出し、市へ通知することとします。

（ア）管理運営期間の最初の年度 当該年度の４月から12月まで

（イ）管理運営期間の２年度目から最終年度まで 当該年度の前年度の１月から当該年度の12月まで

イ 市は、通知を受けた指定管理者の平均電気料金単価のうち、年度協定書に定める基準範囲を超える変動分に相当する金額を算出します。

算出された金額に、指定管理料上限額積算時に電気料金の算定に用いた想定使用電力量

【別記２－２】

(kWh)を乗じて、調整の対象とする金額（以下「調整対象額」という。）を算出します。

ただし、施設の休館や運営形態の変更その他の理由により、アに定める期間に係る使用実態が著しく少ない場合や、指定管理者の責めに帰すべき事由による電気料金の大幅な増加がある場合等、上記の算定方法によりがたいときは、調整対象額の算定にあたり所要の調整を行うことがあります。

ウ 市及び指定管理者は、イにおいて算出した調整対象額を基に協議を行い、電気料金の調整を行う額を決定します（基準範囲の上限値を上回った場合は指定管理料の額を増額することについて、基準範囲の下限値を下回った場合については指定管理料の額を減額することについて、協議することとなります。）。

エ 市及び指定管理者は、ウにおいて決定された額について、指定管理料の額の変更に係る手続きを原則として当該年度末までに完了させることとします。ただし、当該年度末までに手続きを完了させることが困難な場合は、市及び指定管理者で協議の上、別途手続きの完了期限を設定することとします。